

令和6年度採用
産休育休代替臨時的任用職員（一般事務）募集の案内

令和6年4月15日
〒959-3292
岩船郡関川村大字下関9 1 2番地
Tel.0254(64)1476（総務課直通）

次のとおり産休育休代替臨時的任用職員（一般事務）の募集を行います。

産休育休代替臨時的任用職員とは、職員の育児休業等に伴い代替職員が必要な場合に、当該休業期間を任期として採用する職員のことをいいます。

- ・任用期間 令和6年5月20日～令和8年3月31日まで（見込み）
- ・募集人数 1人

《留意事項》

代替職員を必要とする理由が消滅した場合は、採用されなかったり、採用されても途中で退職していただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。

1 採用職種、人数

職種	人数	主な業務内容	勤務場所
一般行政	1人	一般事務	関川村役場

2 考査の方法、日時及び会場

考査の方法	日時	会場	住所・電話番号
面接	受付後、別途ご連絡します。	関川村役場	関川村大字下関912 0254-64-1476

3 受験の要件

- (1) 学校教育法に基づく高等学校を卒業した人で、パソコンのワードで文書を作成でき、エクセルで表計算ができる人
- (2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。
 - ・日本の国籍を有しない人
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・関川村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 考查結果の通知

面接による選考考查の結果（合否）は、概ね1週間後に郵送で通知します。

5 勤務予定期間

令和6年5月20日～令和8年3月31日（見込み）

※注意

代替職員を必要とする理由が消滅した場合は、採用されなかったり、採用されても途中で退職していただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。

7 勤 務 条 件

(1) 勤務時間等

ア 勤務日 月曜日から金曜日まで

イ 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分（1日7時間45分）

ウ 休暇等 休暇には、年次有給休暇のほか、特別休暇（忌引、夏季休暇等）があります。また、任用後はアルバイトなどの副業はできません。

(2) 給料

・162,100円～211,900円の範囲で支給されます。

高卒166,600円を基に職務経験により加算し支給されます。

なお、このほかに期末勤勉手当及び状況により通勤手当、住居手当、時間外勤務手当などが支給されます。

8 受 験 手 続

(1) 申込書の請求先

関川村 総務課 人事財政班

〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関912番地

電話番号 0254-64-1476（総務課直通）

(2) 申込方法

「関川村産休育休代替臨時的任用職員採用申込書」に所要事項を記入し、写真（縦4cm、横3cm）1枚を貼り、直接持参するか郵送してください。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

令和6年4月15日（月曜日）から4月30日（火曜日）まで

郵送の場合は、4月30日（締切日）までの消印のあるものに限り受け付けます。

受付期間経過後の申込みは、受け付けません。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

(4) その他

ア 申込書を郵送で提出する場合は、封筒の表に次のように朱書き、書留等確実な方法をとってください。

「産休育休代替臨時的任用職員（一般事務）申込書在中」

イ 面接の日程は、個別に連絡します。